

決算事務処理指導契約書

今般、鵜沼石上町内会（以下乙という）の会計が電算機処理に移行するに付き、町内会の会計担当者が代わっても、永く指導を受ける必要があるため、町内在住の税理士事務所である河原幸司税理士事務所（以下甲という）と年間契約を結ぶ。

記

契約内容

（１）指導料

- １）月次の伝票入力と月次集計
- ２）年次集計と決算処理
- ３）会計担当者の質問対応

（２）契約金 １０，０００円 （年間）

（３）期間 毎年４月に始まり～翌年３月に終わる
 （期間満了前１カ月以前に申し出がなければ、自動的に延長したものとみなす）

（４）支払 平成２１年度分決算より開始
 （決算終了後毎年５月支払い）

（５）その他 甲又は乙に契約内容の変更が生じた時は、互いに尊重しあい、円満に解決をはかる。

上記の通り契約が成立したので、契約書２通を作成し、互いに署名のうえ各１通を所持する。

平成２２年４月１日

（甲） 藤沢市鵜沼石上２－５－１５
 河原幸司税理士事務所
 税理士 河原 幸司 印

（乙） 藤沢市鵜沼石上３－３－２７
 鵜沼石上町内会
 代表 宮澤 清秋 印